

認 定 書

国住指第 4958-1 号
平成 23 年 4 月 28 日

株式会社向山工場
代表取締役 向山 勝 様

国土交通大臣 大畠 章宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSRB-0067
2. 認定をした構造方法等の名称
高強度せん断補強筋用異形棒鋼 MK785
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 4958-2 号
平成 23 年 4 月 28 日

株式会社向山工場
代表取締役 向山 勝 様

国土交通大臣 大畠 章宏



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高強度鉄筋に係る許容応力度等の基準強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1024 号第 3 第五号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSRB-0067

2. 認定をした構造方法等の名称

高強度せん断補強筋用異形棒鋼 MK785

3. 指定する数値

基準強度 785 N/mm^2

ただし、長期に生ずる力に対する許容応力度の基準強度は 195N/mm^2 に 1.5 を乗じた値とし、短期に生ずる力に対する許容応力度の基準強度は 590N/mm^2 とする。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。